

平成 21 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 不動産協会
企業財務・会計委員会
委員長 柳澤 裕

「連結財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見

標記の論点整理について、下記の通り意見を取りまとめましたので、ご高配いただきますようお願いいたします。

記

第一部

論点 1 包括利益の表示

- (1) 包括利益の表示の問題は企業の資産・負債の公正価値評価と密接な関係にあるのではないかと思われる。この表示の問題が、企業の資産・負債評価差額を包括利益に導入することを前提としているのであれば問題が多く、表示だけ切り出して短期に結論を出すべきではない。

包括利益が、これまでの我が国における財務諸表において当該期間の利益として認識すべきではないとされてきた株式や負債の評価損益、或いは有形固定資産の評価差額を含むこととなれば、企業の主力事業における技術開発や営業努力によるもの以外の要因で包括利益は左右され、企業業績について財務諸表利用者等から不本意な評価を受けることも考えられる。ビル賃貸業を念頭におけば、実現した収益であるビル賃貸料等で評価されるべきなのに、未実現のオフィスビル評価差額により不本意な評価を受ける可能性があり、適当でない。我が国の企業が、包括利益の計上にいそしむあまり、自らのコアビジネスにおける利益獲得能力に磨きをかけることに専念できなくなる事態を避けることは、我が国企業が競争力を失わないためにも肝要である。

- (2) コンバージェンスを推進する観点から、将来包括利益に企業の何らかの資産・負債評価差額を含むことが不可欠になった場合でも、次の 2 点を導入の最低限の前提条件としたい。一つは「当期利益の表示」である。実現した利益である当期利益は企業の業績評価に必要であり、未実現の評価損益とは異なった財務情報である。区別して表示することで投資家に有益な情報を与えることになる。もう一つは「リサイクルの導入」である。過去に計上された評価差額を当期利益に振り代えることによってはじめて、実現した売却損益を当期利益の中に計上できる。今の論点整理ではこれらの条件は具備されているが、将来にわたって確立されたものでなくてはならない。IASB 等海外の基準作成主体に強く主張していただきたい。

- (3) 包括利益に関する計算書の様式は、当期利益を重視する考えに立ち、個別財務諸表においては損益計算書と包括利益計算書を 2 本立てにする「2 計算書方式」、連結財務諸表においては包括利益の計算の出発点を当期利益とする「1 案」が適切と考える。

論点2 非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

区分表示の是非を考えるに当たっては、非継続事業の定義が明確であることが求められる。論点整理に国際会計基準の定義の記載（35項）はあるが、具体的な基準となり得るか疑問である。例えば、不動産会社が所有している複数のオフィスビルのうちの一つを売却する場合は、非継続事業に該当しないと考えられるが、不動産会社が複数のSPCを所有し、各SPCがオフィスビルを一棟ずつ保有している場合、一つのSPCがそのビルを売却すると外形的には非継続事業にもみえる。しかし、実質的には上記の場合と変わらず、非継続事業とみなすのは適当ではないと思われる。非継続事業の定義については、実務に混乱が生じないように具体的かつ詳細に決められたい。

また、継続事業と非継続事業双方に共通する費用等（一般管理費等）の区分方法、重要性の問題、本当に財務諸表利用者等に有益な情報なのか、等クリアすべき問題が多いので、長期的に慎重に検討される方が望ましい。

さらに、非継続事業に該当することとなった事業について過年度の損益計算書でも非継続事業として遡及再表示することについては、情報の有用性は理解できるが、財務諸表作成者の労力・コストの点も考慮の上、慎重な検討がなされる必要がある。

論点3 売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示

論点2の場合と同じく、是非を考えるにあたっては定義が明確であることが求められる。現実的にどのような資産及び処分グループが該当するのか、今後実務に混乱をきたさないよう具体的かつ詳細に決められたい。

論点5 損益項目の性質別開示

導入にあたっては、主要な項目のみを注記レベルで開示することから検討を開始するのが妥当と考える。

論点7 継続企業の前提と比較情報の遡及修正

継続企業の前提に関する注記は、注記自身が企業の存廃に関わる重大な問題である。可能な限り注記の要件を客観化し、明確にしていくことによって主観性を排除することが望まれる。

比較情報に関しては、IAS第1号では当期の財務諸表で報告された全ての金額について遡及修正を求めているが、有用性と実務的負担のバランスを考慮し、遡及修正の対象項目を絞り込むことが求められる。

第二部

論点A 財務諸表の表示の目的（一体性の目的、分解の目的、流動性及び財務的弾力性の目的）

ASBJのコメント通り、一体性を過度に重要視することはかえってPL、BS等各計算書の機能を最大限に果たすことの妨げになると考える。各計算書の一体性は、目的

ではなく単なる手段として位置づけるべきである。

また、各財務諸表間の真の一体性が確保できるか明確でない。財政状態計算書のあるカテゴリー（例えば財務資産）から生じた損益が包括利益計算書の同じカテゴリー（財務資産）内に収まり、かつそれがそのカテゴリー内の損益の全てであれば一体性があるともいえるが、みかけは一体性があっても、論点整理P 25 <図表2>のように、カテゴリー間の関係がクロスオーバーしている場合は、一体性があるとはいえない。この場合、一体性があるとみられることによって、逆に投資家をミスリードする恐れがある。

論点C マネジメント・アプローチ

マネジメント・アプローチの導入については、経営的な視点に立った投資判断等ができるというメリットを否定しない。しかし、企業のマネジメント体制は、各種事情によって頻繁に変更になることも想定されることから、かえって混乱のもとになる可能性があるので慎重に検討する必要がある。尚、マネジメント区分の変更の影響を遡及開示する必要があるということになると、実務負担が大きすぎ、そのことが逆に本来必要な組織変更を阻害することもあり得るので、遡及開示には反対である。

論点D 各セクションにおける資産及び負債の純額表示

企業全体としての資産・負債・純資産の規模感を理解しやすくするため、現行財務諸表のように、まず構成要素別に区分し、事業セクションと財務セクションに区分する方法がよい。

論点E 事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

投資カテゴリーに区分される資産・負債の範囲が限定的となるように定義されるべきである。なお、オフィスビル等の賃貸を本業とする不動産会社においては、オフィスビル等への投資とこの投資に対応する有利子負債等は、営業カテゴリーに入るのか投資カテゴリーに入るのか、慎重に議論する必要がある。

論点H キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

間接法によってもキャッシュ・フローの動きを把握することは十分に可能であり、直接法に限定することが、飛躍的に有用な情報提供に繋がるとは考えにくい。また、直接法は現実的には人員・時間の制約があり不可能であるという声も多く、可能だとしてもコストは多大にかかることが予想されるので、費用対効果の観点から賛成できない。実現可能性やコストの問題等海外の事例等を研究しながら綿密な検証を行う必要がある。

論点I キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表

調整表の意義を否定するものではないが、作成者サイドの労力等が見えない中で、コストとベネフィットを比較することが現時点ではきわめて困難である。導入に当たっては綿密な検証と明確な理由付けが必要である。なお、間接法を採用した場合は、「調整表」の機能のうち、かなりの部分が不要になると考える。

以上